

APRC-FY2022-PD-CHN13

海外の政策文書

原文： 科技部 自然科学基金委关于进一步压实国家科技计划（专项、基金等）任务承担单位科研作风学风和科研诚信主体责任的通知（中華人民共和国科技部等）2020年7月

URL： [http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-07/30/content\\_5531151.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-07/30/content_5531151.htm)

## 【中国】

科学技術部・自然科学基金委員会の国家テクノロジー計画（特定プロジェクト、基金等）任務担当機関の科学研究に対する姿勢・学风、誠実な科学研究の主体責任の更なる強化に関する通知

(Tentative translation)

## 【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構  
アジア・太平洋総合研究センター

### 【ご利用にあたって】

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center；APRC）が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

### 【免責事項について】

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したこと起因または関連して生じた一切の損害（間接的であるか直接的であるかを問いません。）について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRCホームページ） <https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書） <https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: [aprc@jst.go.jp](mailto:aprc@jst.go.jp)

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

科学技術部・自然科学基金委員会の国家テクノロジー計画（特定プロジェクト、基金等）任務担当機関の科学研究に対する姿勢・学風、誠実な科学研究の主体責任の更なる強化に関する通知  
国科発監〔2020〕203号

各関連機関 御中

習近平総書記の科学研究に対する姿勢・学風形成の重要な指示、精神を徹底し、科学研究に対する姿勢・学風形成を全面的に強化するため、中共中央弁公庁、國務院弁公庁の「科学者精神の更なる継承と発展を図り、研究に対する姿勢・学風の形成強化に関する意見」、「誠実な科学研究実施の更なる強化に関する若干の意見」の計画にもとづき、国家テクノロジー計画（特定プロジェクト等）の任務を担当する機関の主体責任をさらに強化するための関連事項を以下に通知する。

一、科学研究活動に従事する各種科学研究所・所、大学、企業、社会組織などは、科学研究に対する姿勢・学風を形成し、誠実な科学研究を実施する第一の責任主体であり、国家テクノロジー計画（特定プロジェクト、基金等）の任務を担当する際、科学研究に対する姿勢・学風形成、誠実な科学研究実施のための活動を、重要な議事日程に入れ、制度の構築の更なる強化、常態化管理の展開、責任の伝達強化、科学研究に対する姿勢・学風形成、誠実な科学研究実施に関する各種要求を確実に実行する。

二、各関連機関は、情報報告・提出制度を厳格に実行し、重要な科学研究に対する姿勢・学風、誠実な科学研究をめぐる問題の調査、処理状況、結果については、要求にもとづいて、所在地の省級テクノロジー行政管理当局に報告・提出する。テクノロジー計画（特定プロジェクト、基金等）科学研究プロジェクト、イノベーション拠点、テクノロジー奨励、人材プロジェクトなどに関わる場合については、関係管理当局にも報告・提出するべきだ。毎年末に、国家誠実な科学研究管理情報システムを通して当該機関の科学研究に対する姿勢・学風形成、誠実な科学研究実施に関する状況を報告する。

三、学術論文に対して科学的で理性的な見方をし、論文の質やレベルを重視する。論文発表数やインパクトファクターなどを奨励やボーナスと関連付けてはならず、国家テクノロジー計画（特定プロジェクト、基金等）特定プロジェクト資金を論文発表の奨励に使わない。

四、科学研究データをまとめて提出する制度を制定して、厳格に実行する。当該機関の科学研究活動のオリジナル記録の即時性、正確性、完全性を確保し、適切に保存し、照会、追跡できるようにする。

五、当該機関の科学研究者に対する日常的な教育、誘導を強化し、入学、就職、昇進、各種テクノロジー活動への参加といった重要な節目で、誠実な科学研究実施に関する教育を展開しなければならない。年度考課、褒賞、優秀者選定のための評価などを行う場合、科学研究者の研究に対する姿勢・学風や誠実な科学研究の状況を審査する。また、プロジェクトチーム責任者、大学院指導教員に対して、チームのメンバー、学生が誠実な科学研究を行う教育、管理の強化を促す。

六、当該機関が発表を計画しているブレイクスルー的なテクノロジー成果と重要なテクノロジーの進展に対する審査・チェックを強化し、実際の状況にもとづき、科学的で厳格的なものにする。プロジェクト責任者やチーム責任者、指導教員などに対して、発表を計画している論文の学術性、信頼性を厳格にチェックし、発表される論文が厳格的で規範を遵守し、データが真実であることを保証するよう促す。

七、当該機関の研究者に存在する科学研究に対する姿勢・学風、誠実な科学研究などの問題を速やかに、主体的に正し、問題ある傾向や問題の兆候が存在している場合は、話し合いや注意喚起などの形を通して関係者が直ちに是正するよう指導する。科学研究の信頼性、倫理などに関する要求に著しく反している場合は、厳しく取り締まる。

八、各関連機関は、各種テクノロジー計画（特定プロジェクト、基金等）科学研究プロジェクト、イノベーション拠点などの申請を行う際、本通知が確定させている主体責任事項を実行することに対して、明確な約束を行う。申請時に、相応の要求を満たしていない場合、状況を説明するとともに、改善を約束するべきである。

九、科学技術部、自然科学基金委員会は、各関連機関が署名した約束書に関連するテクノロジー活動を認可する重要な根拠にするとともに、重点的な審査範囲に組み入れる。約束の内容を実行していない、または守っていない場合、「誠実な科学研究案件調査処理規則（試行）」の「虚偽情報等を故意に提供し、科学研究活動の認可を得る」場合の規定にもとづき処理し、期限を定めて是正する。関連機関が是正を完了させるまで、科学技術部、自然科学基金委員会は、当該機関のテクノロジー活動の申請を受理しない。

十、各関連機関の科学研究に対する姿勢・学風の形成、誠実な科学研究実施の面の主体責任履行状況は、信用記録に組み入れられ、多くの問題が存在している場合、重点監督の対象に指定される。以上の事項をここに通知する。

科学技術部  
自然科学基金委員会  
2020年7月17日

（同文書は主体的に公開される）